伊賀市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第25号

伊賀市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市自転車等駐車場条例（平成16年伊賀市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第３条の表上野丸之内駐輪場の項の次に次のように加える。

茅町駅駐輪場	伊賀市上野茅町2651番地１

第４条第４号及び第５条第４号中「その他駐車場」を「前３号に掲げるもののほか、駐車場」に改める。

第８条第２項中「、なお」を「なお」に改める。

第９条第２項中「なお、当該自転車等」を「なお当該自転車等」に、「市長は当該自転車等」を「市長は、当該自転車等」に改める。

第11条第１項中「損傷又は」を「損傷し、又は」に改める。

第12条中「一切責任」を「、一切の責任」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第26号

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第９中23の項を24の項とし、同表の22の項の次に次の１項を加える。

23	地番図のデータ（市全域（一部を除く。））の交付手数料	１件につき	20万円

別表第９備考第３号中「土地」を「公租公課に関する証明及び公簿、公文書、図面の閲覧照合は、土地にあって」に、「６筆以上１筆」を「５筆を超える場合は、１筆」に改める。

別表第９備考第４号中「建物」を「公租公課に関する証明は、建物にあって」に、「４棟以上１棟」を「３棟を超える場合は、１棟」に改める。

別表第９備考第５号ただし書を削り、同号の次に次のように加える。

⑹　地番図又は航空写真付き地番図は、市が交付する用紙１枚をもって１件とする。

⑺　地番図のデータは、年度ごとに作成したものをもって１件とし、市長が用意する電磁的記録媒体に複写（市長が指定するデータ形式による。）をして交付する。この場合において、閲覧照合手数料は、徴収しない。

別表第10中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第27号

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成16年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条の表長田地区市民センターの項中「1618番地１」を「2316番地２」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第28号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第30条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第２項第３号中「20人」を「15人」に改め、同項第４号中「30人」を「25人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第29号

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

赤井家住宅の設置及び管理に関する条例（平成26年伊賀市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「まで」の次に「の日」を加え、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第５条中「午後10時まで」の次に「とし」を加え、同条ただし書中「があると認めた」を「と認める」に、「これを」を「あらかじめ市長の承認を得て、使用時間又は観覧時間を臨時に」に改める。

第６条第１項中「同様」を「、同様」に改め、同条第２項第４号中「その他住宅」を「前３号に掲げる場合のほか、住宅」に改める。

第７条第１項第１号中「が許可」を「が当該許可」に改め、同項第２号中「、この」を「この」に改め、同項第３号中「、許可の申請書に偽りの記載をし、又は」を「偽りその他」に改め、同項第６号中「その他住宅」を「前各号に掲げる場合のほか、住宅」に改める。

第９条第２号中「その他指定管理者」を「前号に掲げる場合のほか、指定管理者」に改める。

第10条の見出し中「不返還」を「返還」に改め、同条中「還付」を「、返還」に改め、同条ただし書中「帰さない」を「帰すことができない」に改める。

第11条中「特別」を「住宅の使用に当たって、住宅の施設に特別」に、「し、若しくは既存の設備に変更」を「設け、若しくは造作」に、「場合」を「とき」に改める。

第12条中「許可目的以外」を「許可を受けた目的以外」に改める。

第13条中「使用が終わった」を「住宅の使用を終了した」に改め、「許可を取り消され、若しくは」を削る。

第14条第１項中「建物」を「施設」に改める。

第15条第５号中「その他住宅」を「前各号に掲げるもののほか、住宅」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月１日

伊賀市長　岡　本　　栄

伊賀市条例第30号

伊賀市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

伊賀市特別用途地区建築条例（平成20年伊賀市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表」を「特別用途地区内の大規模集客施設制限地区においては、法別表第２㈩の項の」に改める。

第４条中「掲げる」の次に「基準の」を加える。

別表を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。